

小平市の 地域公共交通基本方針

地域で支え未来へつなぐ地域公共交通



令和6年3月
小平市

① 基本方針策定の背景

平成18年にまとめた「市の公共交通に対する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）に基づき、生活交通の充実を図るため、コミュニティバスやコミュニティタクシーの運行を地域との協働により取組を進め、市民の生活交通として定着しています。

一方で、基本的な考え方については、既に15年以上が経過し、社会状況や公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることから、見直しが必要となりました。

そこで、基本的な考え方に基づくこれまでの取組の総括を踏まえ、既に地域の足として深く根差しているコミュニティバスやコミュニティタクシーの運行を継承しつつ、市の新たな考え方や方向性を示す「小平市の地域公共交通基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

② 基本方針の位置付け

本基本方針は、持続可能なまちづくりにおける地域公共交通の目指すべき姿の実現に向けた考え方を示すとともに、地域の特性や実情及び市民の移動ニーズに対応するための課題の整理と取組の方向性を定めた方針とします。

基本方針の策定に当たっては、「小平市第四次長期総合計画」、「小平市都市計画マスタープラン」及び東京都の「東京における地域公共交通の基本方針」との整合性を図りました。

③ 対象期間

対象期間は令和6年度からとし、社会状況や公共交通を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

④ 目指すべき姿

地域との協働により、快適で利用しやすい地域公共交通ネットワークの維持・強化が図られ、誰もが安全・安心にまちの中へ出ていくことができる姿を目指します。



地域で支え未来へつなぐ地域公共交通

⑥ 実現に向けた考え方

5つに整理した課題を受けて、目指すべき姿の実現に向けた基本となる2つの柱と5つの考え方を示しています。

平成18年にまとめた「市の公共交通に対する基本的な考え方」

<基本方針>

- ・ 地域ごとのニーズに基づくコンパクトな地域内の生活交通とこれをつなぐ幹線交通を充実する
- ・ にじバスの新たな試行運行を開始する

<実現のための具体的な取組>

- ・ 4つの地域においてコミュニティタクシーの導入に向け地域と協働で検討
- ・ 青梅街道幹線軸の充実
- ・ にじバスの新たな試行運行の開始



⑤ 地域公共交通の課題

基本的な考え方に基づくこれまでの取組の総括及び市民の意識・実態調査の集計結果等を踏まえ、市内における地域公共交通の課題を以下の5つに整理しました。

課題① 地域の実情やニーズへの対応

宅地開発や都市計画事業の進捗などの道路交通事情、公共施設の複合化による再配置など、地域の住環境に様々な変化が生じることが見込まれます。また、目的地の分散化や土曜・日曜日の外出など、地域のニーズが多様化していることから、コミュニティバス等の運行ルート、停留所、運行時間の見直しなど、ニーズに即した地域公共交通が求められています。

課題② 交通が不便な地域への対応

交通が不便な地域^{*}の利便性の向上と生活交通の確保、更には市民の外出支援を図るため、道路環境や地域の特性に即したきめ細かい地域公共交通が求められています。

※小平市では、コミュニティタクシーの運行ルート等を地域とともに検討するに当たり、鉄道駅から半径500m以上、バス停留所から半径200m以上離れた地域を交通が不便な地域としてきました。今後は、必要に応じて見直しを図っていきます。

課題③ 生活交通の維持・確保

社会状況や公共交通を取り巻く環境の変化に伴い、地域公共交通の役割がますます重要になっています。コミュニティバス等の運行の維持・確保のため、地域が主体となって支える取組がこれまで以上に重要です。人件費や燃料費高騰に伴い運行経費が増加している状況においては、市の補助金のあり方の見直しや路線バスとのバランスを考慮した運賃を設定する必要があります。

課題④ 高齢者や障がい者、子育て世代などの福祉的な視点での対応

少子高齢社会における移動の円滑化への対応として、地域公共交通の役割や外出支援に対するニーズが多様化しており、住みやすいまちの形成に向けて、誰もが利用しやすい福祉的な視点を踏まえた交通環境の整備が求められています。

課題⑤ 交通安全対策や脱炭素社会の実現に向けた対策

安全安心で快適な、住みやすいまちの形成に向けて、運行事業者や関係機関と協力・連携を図りながら、交通安全対策に取り組む必要があります。市が目指している「ゼロカーボンシティの実現」に向けて、温室効果ガスの排出量を削減する取組を進める必要があります。

基本となる柱

- ① 持続可能なコミュニティバス・コミュニティタクシー
- ② コミュニティタクシー等が運行できなかった交通が不便な地域と公共施設の再配置を見据えた交通アクセス

実現に向けた考え方

- ① 鉄道や路線バスを補完する誰もが利用できる地域公共交通
- ② 地域との協働により創出・維持されている地域公共交通
- ③ まちづくりと連携したコンパクトな地域内の地域公共交通
- ④ 鉄道駅、病院などの公益施設や商業施設等へのアクセスができる地域公共交通
- ⑤ 市の財政支援に一定の限度が設けられている地域公共交通

7 取組の方向性

実現に向けた考え方を基本に、3つの方針とその実現に向けた6つの目標を定め、それに基づく取組の方向性を示しています。

方針1 地域の特性・実情・ニーズに即した地域公共交通

目標1 利便性の高い地域公共交通

コミュニティバスやコミュニティタクシーについては、今後も利用状況や地域のニーズ、更には道路交通事情の変化や都市計画事業の進展を適正に把握し、状況に応じて見直しを図りながら、地域との協働により運行を維持していきます。

取組① 道路交通事情や運行実態に即したコミュニティバス運行への支援

地域の実情等に応じた時刻表、運行ルート、停留所の見直しに向けた検討を支援します。

取組② 地域の実情やニーズに即したコミュニティタクシー運行への支援

地域の実情等に応じた運行ルート、停留所の見直し、運行時間の変更に向けた検討を支援します。

目標2 きめ細かい地域公共交通

道路交通事情等によりコミュニティタクシーが運行できない地域においては、地域の特性に即した新たな交通手段の導入の検討を支援します。また、市境などの地域においては、既存の公共交通機関を活かした地域公共交通のネットワークを目指します。

取組① きめ細かい交通手段の検討への支援

交通が不便な地域におけるデマンド型交通やグリーンスローモビリティ等の新たな交通手段の研究・検討など、交通課題の解決に向けた地域の主体的な活動を支援します。

取組② 近隣自治体や交通事業者との連携・協力の推進

広域的な視点から課題を共有し、解決を図るため、近隣自治体や民間交通事業者との連携・協力を図ります。市内外を東西に結ぶ重要な交通手段である都営バス（梅70系統）については、引き続き沿線自治体及び東京都と連携し、運行の維持に努めます。

施策の体系図

方針1

地域の特性・実情
・ニーズに即した
地域公共交通

目標1

利便性の高い地域公共交通

課題① 地域の実情やニーズへの対応

課題② 交通が不便な地域への対応

目標2

きめ細かい地域公共交通

課題① 地域の実情やニーズへの対応

課題③ 生活交通の維持・確保

方針2

将来を見据えた
持続可能な
地域公共交通

目標1

地域で支える地域公共交通

課題① 地域の実情やニーズへの対応

課題③ 生活交通の維持・確保

目標2

適正な運賃体系の地域公共交通

課題③ 生活交通の維持・確保

方針3

誰もが安全に
安心して利用できる
地域公共交通

目標1

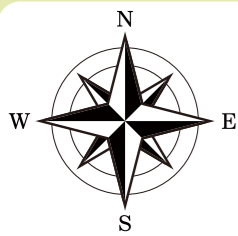
誰もが利用しやすい地域公共交通

課題④ 高齢者や障がい者、子育て世代などの福祉的な視点での対応

目標2

安全で安心な人と環境にやさしい
地域公共交通

課題⑤ 交通安全対策や脱炭素社会の実現に向けた対策



ぶるべー号 栄町ルート

運行開始日	平成23年 5月10日
運行間隔	30分間隔 (1日19便)
運行経路 (停留所設置数)	小川駅入口～元中宿通り～十三小通り ～小平神明宮北 (25か所)
路線距離	4.99km



再開発ビルR8年度完成予定
(小川駅西口新公共施設)

ぶるべー号 大沼ルート

運行開始日	平成21年 9月14日
運行間隔	30分間隔 (1日20便)
運行経路 (停留所設置数)	小平駅入口～大沼公民館・図書館～ 昭和病院 (22か所)
路線距離	6.82km



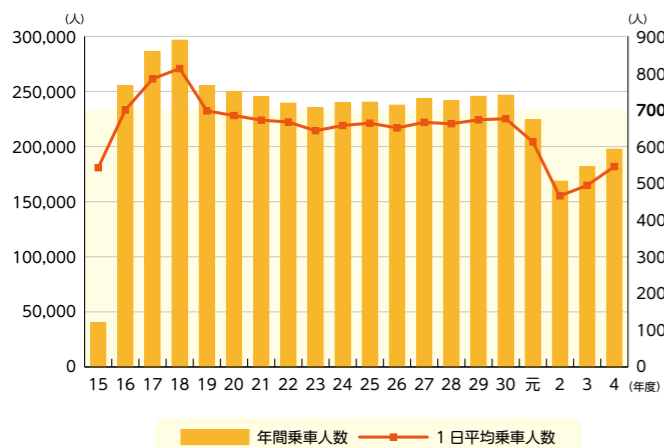
都営バス(梅70)



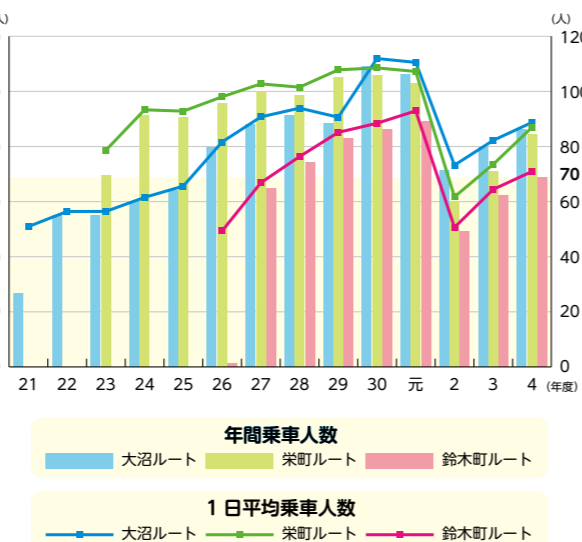
コミュニティタクシーが
運行できない地域では、
デマンド型交通等の新た
な交通手段の検討を支援
します。

乗車人数の推移

コミュニティバス



コミュニティタクシー

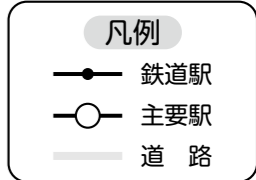


にじバスルート

運行開始日	試行運行：平成16年 1月18日 本運行：平成20年 4月1日
運行間隔	20分間隔 (1日37便)
運行経路 (停留所設置数)	小平駅南口～一橋学園駅～ 津田公民館・図書館～小平駅南口 (41か所、迂回路含む)
路線距離	7.75km

ぶるべー号 鈴木町ルート

運行開始日	平成27年 3月23日
運行間隔	30分間隔 (1日19便)
運行経路 (停留所設置数)	花小金井駅南口～三中西～天神グランド ～光が丘商店街 (21か所)
路線距離	6.05km



方針2 将来を見据えた持続可能な地域公共交通

目標1 地域で支える地域公共交通

持続可能な地域公共交通を目指し、自治会や商店会などの地域の多様な主体と協働・連携を図りながら、地域活性化にもつながる取組を進めます。

取組① 地域との協働・連携による利用促進活動の実施

地域との協働・連携により、コミュニティバスやコミュニティタクシー等の認知度向上、利用促進を図る取組を実施します。

取組② 地域公共交通を活用した地域活性化の取組の実施

産業振興や観光まちづくりの観点を踏まえた、地域公共交通に関わるイベント等を実施します。

取組③ 運賃以外の収入確保

広告収入など、運賃以外の収入確保策による収入の確保に努めます。

目標2 適正な運賃体系の地域公共交通

運行経費の変動や乗務員不足など、公共交通を取り巻く環境の変化に応じて、利用者、運行事業者、市、それぞれの役割を踏まえ、公平性の観点から社会状況に即した運賃体系の見直しを検討します。

取組① 運賃体系の見直しを検討

収支バランスや民間路線バスとの運賃の差を考慮しながら、地域とともに市の補助金のあり方も含めた運賃体系の見直しを検討します。

取組② 割引運賃の検討

路線バスや近隣自治体の状況を踏まえ、運賃体系の見直しと合わせて障がい者等の割引運賃を検討します。

方針3 誰もが安全に安心して利用できる地域公共交通

目標1 誰もが利用しやすい地域公共交通

高齢者や障がいのある方など、移動に困難を抱えている方も含めた、誰もが安全に安心して利用できるよう、運行事業者や関係機関等と調整を図りながら、地域公共交通の充実を図ります。

取組① バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザイン車両の導入や鉄道駅等のバリアフリー化を推進します。

取組② わかりやすい公共交通の案内

利用方法や乗換え・乗降場所の案内など、わかりやすい表示物の作成、周知・PRに努めます。

取組③ 多様な交通手段の連携・活用

鉄道や路線バス、タクシー、自転車、徒歩等を組み合わせて、目的や行先に応じて円滑に移動できるよう、運行事業者等と連携を図ります。

目標2 安全で安心な人と環境にやさしい地域公共交通

交通安全対策及び環境に配慮した取組を進め、安全で安心なまちの形成、脱炭素社会の構築に貢献する地域公共交通を目指します。

取組① 運行事業者等との連携・協力による交通安全対策の実施

運行事業者や関係機関と連携した交通安全の啓発活動の実施、及び高齢者の自動車運転免許証自主返納への啓発や地域公共交通の利用促進等を検討します。

取組② 環境にやさしい交通手段への転換

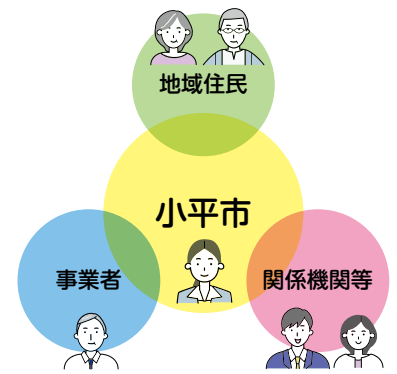
マイカーに依存しない環境にやさしいまちづくりに向けた、公共交通機関への利用促進を図ります。

取組③ 環境にやさしい車両の導入促進

温室効果ガスの排出量を削減するため、電気自動車等の環境にやさしい車両の導入を促進します。

⑧ 取組を進めていく上での体制

取組を着実に進めていくため、地域住民、事業者、関係機関等、市、それぞれの役割や特性を踏まえ、多様な主体と協働・連携・協力して取り組みます。



これまでの地域との協働事業

地域住民や商店会、事業者との協働で、様々な周知・PRや利用促進活動に取り組んできました。



©TOMY
ぶるパー号デザインのチョコロQ



バスとタクシーのひろば in 小平



クリスマス企画



実証実験運行の
ポスター掲示



サンクス
クーポン

基本方針の策定の流れ

令和3年度

これまでの取組の総括

- ◆各会議の開催
 - ・庁内検討委員会
 - ・地域公共交通会議
 - ・にじバス協議会等
- ◆これまでの取組のまとめ
(報告書) 作成

令和4年度

市民意識・実態調査、 骨子案の検討

- ◆市民参加の取組
 - ①アンケート調査
 - ②ヒアリング調査
 - ③ワークショップ
- ◆各会議の開催（骨子案の
検討、情報提供・共有）

令和5年度

素案の検討、基本方針の策定

- ◆各会議の開催（素案の検討、
情報提供・共有）
- ◆パブリックコメントの実施
- ◆基本方針の策定

検討体制

①小平市地域公共交通基本方針検討委員会

市の関係課長10名で構成する検討委員会（公共交通課、生活支援課、政策課、市民協働・男女参画推進課、産業振興課、地域包括ケア推進担当、障がい者支援課、環境政策課、道路課、交通対策課）

②小平市地域公共交通会議

16名で構成する道路運送法に基づく法定会議（交通事業者、警察署長、道路管理者、学識者等）

③にじバス協議会、小平市コミュニティタクシーを考える会、小平南東部地域コミュニティタクシーを考える会、小平南西部地域コミュニティ交通をみんなで考える会

自治会や商店会、大学、交通事業者等の地域の代表者で構成する組織

小平市 都市開発部 公共交通課

〒187-8701 小平市小川町二丁目1333番地 電話：042-346-9814 FAX：042-346-9513
E-mail：kokyokotsu@city.kodaira.lg.jp